

～不活性ガス消火設備等の誤放出による事故を防止するために～

東京都新宿区（令和3年4月）、東京都港区（令和3年1月）及び愛知県名古屋市（令和2年12月）において、不活性ガス消火設備の消火剤が誤って放出され、死傷者を出す事故が発生しました。皆様の建物で同様の事故を起こさないよう、次の事項にご注意ください。

- 1 火災の場合以外には、消火ガス放出用の手動起動装置に触れないでください。
- 2 誤って、手動起動装置の操作扉を開け音響警報装置が作動した場合は、扉を閉め、点検業者などに復旧しているかの確認を依頼してください。
- 3 消火ガスが噴出される旨の音響警報装置が作動した場合は、ただちに防護区画の外へ退避してください。
- 4 消火ガスが噴出される旨の音響警報装置が作動した場合に、消火ガスが噴出される防護区画内やその周辺に建物利用者がある場合は、ただちに退避するよう促すとともに防護区画に近寄らないよう周知してください。
- 5 消火ガス放出用の手動起動装置を押した場合でも、あらかじめ決められた時間内であれば、手動起動装置の中にある停止スイッチを押すことで消火ガスの放出を停止できます。（二酸化炭素ガスを放出するものは、最短20秒間は放出されないよう設定されています。）
- 6 ガス系消火設備に何らかの異常を確認した場合は、点検業者などに速やかに連絡してください。

※ 二酸化炭素には毒性（麻酔性）があるため、高濃度の二酸化炭素を人が吸うと即時に意識喪失し、酸素欠乏症に陥り死に至る危険性があります。



— 大垣消防組合消防本部 —

問合せ先: 予防課予防係（電話 0584-87-1512）